

新型コロナウイルス禍における

労働法・労働政策のあり方

後藤道夫／脇田滋／沼田雅之／細川良／道幸哲也／齊藤善久／浅倉むつ子

【特集②】新型コロナウイルス禍における労働立法政策

—日本と諸外国の動向—濱口桂一郎／丸谷浩介／
藤本 玲／川田知子／柳澤 武／渡辺まどか

【労旬70周年記念連載企画】最高裁判例法理の再検討⑬
パナソニックプラズマディスプレイ(バスコ)事件—有田謙司

【研究】まともな労働組合の受難—全日本建設運輸連帯労組
関生支部刑事訴訟追裁判鑑定意見書—熊沢 誠

【連載】『労旬』を読む⑨—篠田 徹

【特集①】
新型コロナウイルス禍における

労働法・労働政策のあり方

|| 後藤道夫／協田 滋／沼田雅之／細川 良／道幸哲也／斉藤善久／浅倉むつ子……………04

【特集②】
新型コロナウイルス禍における

労働立法政策——日本と諸外国の動向

|| 濱口桂一郎／丸谷浩介／藤本 玲／川田知子／柳澤 武／渡辺まどか……………52

【労旬70周年記念連載企画】最高裁判例法理の再検討⑬パナソニックプラスマディスプレイ(パスコ)事件

労働者派遣と偽装請負 || 有田謙司……………96

【研究】まともな労働組合の受難——全日本建設運輸連帯労組関生支部刑事事訴追裁判鑑定意見書 || 熊沢 誠……………111

【連載】『労旬』を読む⑧『調査研究』職場組織の構造と機能(三)東武鉄道労働組合(12)

——職場民主主義 || 篠田 徹……………132

スウェーデンのコロナ禍における労働政策 —学校関連の労働政策を中心に

渡辺まどか 天使大学兼任講師

はじめに

スウェーデンは、北欧では最大の人口一〇三万七五八九人の国である。被用者数は五〇三万六〇〇人である。

二〇二〇年二月現在、スウェーデンでは新型コロナウイルス（以下、コロナ）第二波の最中である。

スウェーデンのコロナ対策では、いわゆる全面的ロックダウン（都市封鎖）をしてこなかった。それに象徴されるように、移動などの人々の行動については、基本的に法律による禁止事項がない。基本的には公衆衛生庁主導で、国や地方自治体が、推奨（*rekommendation*）や一般助言（*allmän råd* 一般的指針、勧告、公的助言、通達などとも訳されている）により人々の行動を促してきた。それには憲法が深く関わっている。

ただ九人以上の人の集まりを禁止しており、これは二〇二〇年一月に、人数を減らしてより厳しい禁止措置となったものである。また飲

食店での夜一〇時以降の酒類提供禁止も一月から施行したが、これらの法による禁止事項は、ごくわずかな例外である。

このようにスウェーデン政府はロックダウンなどで人々の行動停止を強制してこなかったにもかかわらず、平常時よりも増額した各種の保障など、多くの労働政策を打ち出した。

コロナ禍での景気落ち込みは他の先進諸国より必ずしも増大していないが、たとえば失業者に対する保障やマッチング、また多くの被用者の労働時間は短縮されているものの、この削られた労働時間への保障は充実している。そして、直接の失業や労働時間短縮に迫られなくとも、コロナ禍ゆえに働けなくなった者に対し、概してきめ細かな保障をしている。コロナ感染者やリスタグループに属するため予防的休暇を取った者、そして感染した子どもの世話で休暇を取らざるをえない者などへの保障である。

失業率は二〇二〇年三月以来急激に上昇していたが、それらの政策が功を奏し、六月をピークにその後、四カ月連続して低下してきている。スウェーデンを含む北欧四カ国のコロナ禍で

の基礎的経済指標や各国の対策を鳥瞰的に分析した Bent Greve は、「Nordic welfare states—still standing or changed by the COVID-19 crisis?」のなかで、こう結論づけている。「北欧福祉国家では、①福祉への普遍的・包括的アプローチ、それとともに経済危機における積極的労働市場政策が特徴的である。国が強く主導し普遍的かつ、失業者や所得が減少した者に対し比較的寛容な政策をとっているが、コロナ禍ではこのような鍵となる特徴が損なわれるのではなく、むしろ強化されている。②強化されていると言えば、コロナ禍で、北欧福祉国家的政策の対象範囲を社会の小さな新グループに広げたという意味でも、北欧福祉国家的特徴は強化された。それは、とくに小さな自営業者という点である。」

いまだ世界的に、そしてスウェーデンでもコロナ禍の最中のため政策の総合的評価は避けるが、本稿では、スウェーデンにおけるコロナ禍での労働政策に焦点を当て概観する。その後、教育関連の労働政策について概説的に述べ、上記の Bent Greve の鳥瞰的分析による結論に対し、事例的研究の点から、若干の論考を試みたい。そのなかでコロナ後にも影響を及ぼしうる、スウェーデンの労働政策における新たなアクターの可能性についても言及したい。

一 スウェーデンにおける コロナ禍の主な労働関連政策

それでは、主にスウェーデン政府内閣官房 (Regeringskansliet) のホームページにある、「コロナ禍での失業者や困りごとがある者のための案内」に記載されている施策の順番に沿って、以下に主な労働関連政策を紹介しよう。最初に、「疾病時やリスクグループの休暇保障」、次に、「失業の危機にある者や失業者のため」、そして失業していない、「現在、働いている者のため」の順に概観していきたい。

1 疾病時やリスクグループへの補償

(1) 疾病給付の適用柔軟化

スウェーデンにおける疾病給付は、コロナ禍以前では、疾病休暇の初日について給与所得保障はなく、二日目以降の保障であった。

だがコロナ感染防止のためスウェーデン政府は、「喉が痛むなどわずかでも症状がある人は自宅で療養すること」、「可能なら在宅勤務を行うこと」を求めている。それに伴い、コロナ禍においては初日から疾病給付することに変更された。

従前から疾病給付はそれまでの所得の八〇％以下であった。このことには変化がないが、二〇二〇年七月一日には、その疾病手当の基準額は従前の七〇〇スウェーデンクローナ（以下、

SEK）から一〇四SEK増え、八〇四SEKに引き上げられ（一スウェーデンクローナは一・七五円）、一日最高八〇四SEK受け取れることになった。

この疾病給付は時期によって二つに分けられる。最初の二週間は雇用主から疾病給与 (Sjuklön) を受け取れ、その後は社会保険庁 (Forsäkringskassan) に、疾病手当 (Sjukpenning) を申請する。また雇用者がなんらかの理由で疾病手当を支払わない場合は、代わりに社会保険庁に申請する。

また、従前は疾病休暇八日目から診断書が必要であったが、コロナ禍では煩雑な手続きを避けるため、しばらく診断書が不要になり制度が柔軟化されていた。だが現在は再び必要とされている。疾病休暇の一日目が二〇二〇年一月一日よりも後、つまり一月二日以降であれば、疾病休暇一五日目から二一日目までの間に再び診断書の提出が必要である。被用者、求職者、親休中のいずれであっても必要である。また、疾病休暇の一日目が一月一日までの日であれば、疾病休暇一五日目からの期日で診断書の提出が必要である。これも、被用者、求職者、親休中のいずれであっても必要である。

(2) リスクグループへの保障（疾病予防補償）

コロナ感染すれば重症になる危険性が高いリスクグループの人への一時的保障であり、適用されるのは被用者もしくは事業者で、仕事を完全にまたは部分的に、感染を避けるために控え

なければならぬ場合である。

保障は一日あたり最大八〇四SEK（税込み）、七月一日から二月三十一日までの期間のうち最大九〇日間分であったが、その後、二〇二一年三月までに延長された（二〇二〇年一月一日現在）。申請するには診断書提出が必要である。今後、最大日数が最大九〇日間から最大一八〇日間の補償に変更される予定と、社会保険庁ホームページには記載されている。

上記二つの政策は、困っている本人が恩恵を受けるだけでなく、感染を社会に広げない役割を果たしていることも特徴である。次に、失業の危機などの場合を見てみよう。

2 失業の危機、またはレイオフ時

(1) 失業保険 (a-kassan) の一時的変更

より多くの失業者が失業手当を受けられるよう、保険受給条件の変更がなされた。また、受給額も上昇した。スウェーデン政府は二〇二〇年春に失業保険制度における多くの変更を行った。現在、二〇二一年予算（二〇二〇年一月一日からの予算）案のなかで、その変更点を二〇二二年までの二年間延長することを提案している。主な変更点は以下である。

① 失業手当の一時的増加

失業率が上昇した場合のスウェーデンの被用者と事業者およびすでに失業している人々の財

政的安全強化のために、失業手当の最初の一日間の上限額を、一日あたり九一〇SEKから一二〇〇SEKに一時的に引き上げることが決定された。この対策は二〇二〇年四月一三日から二〇二一年一月三日までの期間で適用される。

② 失業手当の一〇一目以降の支給上限引き上げ

失業手当の所得関連補償が、支給開始一日目から、一日あたり七六〇SEKから一〇〇〇SEKに引き上げられることが提案され、二〇二〇年七月二十九日から二〇二一年一月三日まで適用される。

③ 失業手当における受給条件の緩和

失業手当の受給条件には通常、失業前に失業基金会員としての二カ月が必要であったが、国会決議で、二〇二〇年三月から二月の期間に働いていれば、働いていた一カ月を四カ月分として計算できることとした。つまり、働いて三カ月以内に、失業後の受給条件が満たされることになる。

また通常の受給条件では、失業前に継続する一カ月の間で、六カ月間に月八〇時間以上、または継続する六カ月の間に四八〇時間かつ毎月五〇時間以上就労していることが必要であった。つまりこれは六カ月のパートタイム労働を意味するが、次のような一時的救済に変更された。つまり、申請者は六カ月の間に月六〇時間、または継続する六カ月の間に四二〇時間

かつ毎月四〇時間以上就労していれば受給条件を満たす。これらの一時的変更はできるだけ多数の者が受給できるようにするためである。

基本額については、以前は一日あたり三六五SEKであったが、五一〇SEKに引き上げられた。この一時的変更は、二〇二〇年四月一三日から二〇二一年一月三日までの期間で適用される。就労にパートタイム期間がある人はそれに比例して金額が減額される。コロナ禍に呼応した一時的な最低レベルも決められており、一日あたり二五五SEKである。

(2) 休職中企業の自営業者が手当を受け取りやすくする政策

従来は、起業者（自営業者）は、活動が最終的に停止したときのみ失業給付を受ける権利がある。そして起業者が事業を休眠させた際、通常の規則によれば、失業したと認められるためには五年の休職期間が必要であり、五年を経なければ失業給付を受け取ることができなかった。

だがコロナ禍で政府は、以前なら企業が休職している期間（失業手当を受けれない期間）と見なされた期間にでも失業手当を受け取れるようにした。この変更で二〇二〇年中に行なわれた活動の中断には上記の五年ルールが適用されず、起業者が失業手当を受給できるようになっている。

(3) 短期レイオフ

短期レイオフにおいては、事業主が就業時間削減するとともに国が事業主に財政支援をするが、被用者はその間、給与の大部分を得られる。ただ、それには事業主と被用者の合意がなければならぬ。

たとえば、ある被用者の給与が月三万二七〇〇SEKで四〇％まで労働時間を削減することが許容されているならば、その被用者は通常の給与の九二・五％、つまり約三万〇二五〇SEKを得られる。それと同時に、事業主のコストは五二・五％減る。次頁の表は、その割合を示したものである。

(4) 解雇予告された者、短期レイオフされた者への能力開発のためのイニシアティブ

EUからの支援金二億九八〇〇万SEKが、解雇予告された者、とりわけ短期レイオフの人々の能力開発のために割り当てられることが決定された。従来スウェーデンにおいては、通常は、解雇予告されても実際に解雇に結びつく人は少ないと言われていたが、現在は、解雇予告を受けた五人に一人が実際に解雇されている状況である。

失業者、時短せざるをえないときの保障、解雇予告された者、短期レイオフされた者、それぞれにきめ細かな手当をしている。(3)では例も紹介したが、その事例では、働いているのがたった週二日にもかかわらず、九二・五％の給与

労働時間短縮のためのコスト配分

レベル	労働時間の短縮	賃金削減	雇用者	国	雇用主の削減された賃金コスト
1	20	4%	1%	15%	19%
2	40	6%	4%	30%	36%
3	60	7.5%	7.5%	45%	53%
4*	80	12%	8%	60%	72%

スウェーデン財務省 (Finansdepartementet) 情報からの表 (Regeringskansliet) より
<https://www.regeringen.se/artiklar/2020/03/om-forslaget-korttidspemittering/>

を得られている。したがってこの政策には高い満足度の声が聞かれる。^{②③}
 また、(2)の自営業者向けの政策は、後に述べられるように、北欧福祉国家の特徴を語るうえで大きな変化と捉えられる項目である。
 次に、求職者または修学希望者に向けての政策を見てみよう。

3 求職者または就学希望者向け

(1) 新たな労働市場政策プログラムに拠出金

新たな労働市場開拓や労働市場政策プログラムなどを実行するため、政府は二〇二〇年春の修正予算で一八億七〇〇万SEKの拠出金を、労働市場から離れている人々のための早期介入、具体的には労働市場に適応するための職業教育など、失業者のためのより多くの労働市場政策イニシアティブのために準備している。

(2) 新たな起業のためのサポートなどの延長

再度の失業を防止するため、政府は、スタートアップへのサポートを最長一二月延長し、また新たな起業のための支援を六ヶ月から一二月に延長する。

**(3) 夏期バケーション時の仕事と若者の仕事へ
二億八〇〇〇万SEK**

若者の労働市場への参入の機会を改善するため、政府は二〇二〇年後半で一億SEKを、自治体が夏期に若者向けの雇用創出施策に使用する

ることとし、二〇二一年には同様の目的で一億八〇〇〇万SEKを確保し、自治体に資金を分配することとしている。これは各自治体ですべてに計画されている事業投資を補完する投資である。主に自治体が事業主となり、自治体活動の給与として使用される。一部は、夏期休暇時の仕事を手配するための自治体の管理費に使用できる。

この事業は、九年制を修了した若者、^{②③} 高等教育を終了した若者、同年に高等中等教育を終了した若者および地方自治体の活動責任の枠内で対象とされる若者に適用される。自治体は、何よりも自分たちの力だけでは夏期の仕事を獲得される機会に乏しい若者に目を向け、適用すべきとされる。

地方自治体連盟 (Sveriges Kommuner och Regioner, SKR) のホームページ^{②③}には、自治体職員が、どのように、またどの程度の支援金を若者の夏の雇用創出のために受けられるか、そしてターゲットはどのような若者か(仕事を見つけないのが困難な障害を持つ若者や難民・移民の若者が優先されるべきなど)、コロナ禍との関わり、支払いなどの主なポイントが書かれており、そのサイトからすぐに質問を国の担当者にできる仕組みが工夫されている。

**(4) 自然に近い仕事などグリーン産業のために
資金確保**

コロナ危機後の失業を緩和するため、二〇二〇年中に一億五〇〇〇万SEKが自然と森林管

理関連事業のために確保される。これは、短期間の職業教育でも実行できる自然に近い仕事であり、スタッフが不足している分野である。今日、重要であるにもかかわらず十分にされていない仕事の一つであり、また熟練技術を身につけられる分野である。労働市場から距離を置いていた人々のため、全国六〇八カ所が準備されている。

(5) グリーン産業に失業者をマッチング

他国からの季節労働者が欠乏している現在、グリーン産業に政府は一一〇〇万SEKを、グリーン産業に失業者をマッチングさせるために投資している。

(6) 大学教育の枠の増員、大学教育を受けられる場所や遠隔教育の充実など

大学教育機会を増加させるため、多くの場所が増設されている。一方、夏期コースなどが失業者の学ぶ機会を得られるよう増設された。

また、この危機に遭ってスウェーデンは、教育機会の充実によって救われるという考えのもと、二〇二〇年中に九三〇〇人、二〇二一年に六六〇〇人の学生を増やす予定である。二〇二〇年には六億八三〇〇万SEK、二〇二一年にはさらに八億六二〇〇万SEKが投資される。そして夏期コースに多くの失業者などが参加でき早期に学べるよう、六〇〇〇人分のコースを設ける。

看護教育や技術教育を受ける人数を増加させ

るため、二〇二〇年中に二〇〇〇人枠を広め、二〇二一年中に四〇〇〇人枠をさらに設ける。

(7) 職業教育の機会を国中で

地方職業教育基金が増設され、同時に補助的に国の教育基金が増設される。職業能力開発大学校や新コース、実験的コースが増設され、国民学校が国の基金により拡張され、遠隔授業が改善される。

この項目では、スウェーデンが、新たに推進するグリーン関連産業分野への労働移動や、国民を教育することによる積極的労働市場政策を、コロナ政策でも推進していることがわかる。また後述するように、新たな起業へのサポートがあることもやはり、北欧福祉国家の特徴が拡大されている側面と思われる。それでは次に、現在働いている者のための政策を見てみよう。

4 現在、働いている者のため

(1) 奨学金受給条件の所得上限を超えた医療系学生の適用除外の廃止

主に医療系学生が学びながら働き、その所得が所得上限を超えてしまえば、従来は奨学金が対象外になり受給できなかった。上限以上になっても働きつづければ、無料で働くことになってしまふ。つまり、コロナ禍の過酷な医療現場で医療系学生が懸命に働きサポートしているにもかかわらず、報奨金も受けられず逆に奨学金がカットされてしまふ。そのような状況

に、「このままでは制度によって間違ったメッセージを世に送ってしまう。」との議論が起こり、この奨学金適用除外が二〇二〇年内は一時的に廃止された。それまでは、一学期につき九万一千六二四SEKが上限で、それ以上稼げば奨学金やローンを受けることが難しかった。

(2) 高齢者ケア従事者の待遇改善

高齢者ケアに従事する者が増加し、ケアの仕事がより魅力的になるような奨励事業を導入した。つまり、高齢者ケアにおける被用者が勤務時間中に有給で研修を受けられるようになった。これにより、より多くの被用者が正社員になると財務省プレス・リリースで述べられている。希望する者は、働きながら有給で、介護従事者(vårdbiträde)、副看護師(undersköterska)になる訓練を受けられる。勉学による被用者の休暇時費用は国が資金供給する。この高齢者ケア強化への国による投資は歴史上最高額の投資であると、社会庁のプレス・リリースにも記載されている。

二〇二一年度予算で政府は高齢者ケア強化のためコミュニケーション(日本の市町村に相当する)に四〇億SEKの補助金を拠出し、同時に高齢者ケア従事者の待遇改善に一七億SEKの補助金を追加する。コロナ禍以前から予定されていた高齢者ケア奨励事業と合算すれば、二〇二一年にコミュニケーションが高齢者ケア分野で受ける額は七四億SEKである。

これらは地方自治体連盟や自治労働組合

(Kommunal) が提供する一万人規模の研修にも則している。

(3) 臨時親給付の拡大

学校活動の停止により子どもの世話のため休業せねばならない親は、臨時親給付 (Tidlig föräldrapenning) を得られる。二〇二〇年四月二三日にスウェーデン政府はこれを決定した。

たとえば就学前学校や小学校が感染制限対策として休校になる場合、子どもの世話のため所得を得る仕事を控える必要がある親は、この拡大版臨時親給付を得られる。このような場合、親は従前の約九〇%の額を、臨時親給付として受けられる。

教育法に規定されている、その親の子どもが通常参加している活動がコロナ感染による一定の状況に陥り停止される状況であれば、適用される。その場合、もしその学校が閉鎖され学生・生徒が遠隔授業を受けていても、親が子どもの世話のため仕事をできないならば、臨時親給付を受給できる。

ただ、子どもが一歳〜一六歳であれば、その子どもの世話の必要性を証明するためには医師の診断書が必要という例外規定を設けている。

政府の行政機関ホームページにある、臨時親給付に関する質疑応答 (Q & A) 集によれば、学校活動が中止された理由は、適用の条件にとって重要であり、受給の有無に関わってくる。たとえば、スウェーデン公衆衛生庁の推奨によって感染コントロール医師との協議の末に校長

が活動を中止するなどの状況であれば適用になる。

教育に関するどのような活動が停止された時に適用されるのだろうか。それは、教育法に掲げられる教育やその他の活動であり、就学前学校、家族デイケアセンター、義務教育学校、特別学校、学童保育などが挙げられる。

この「4 現在、働いている者のため」の項目、つまり医療者、介護者、学校休校時の親それぞれに、給付のみならず「あなたの仕事は社会的にも大切だ」というメッセージを送る効果があると思われる。普遍的で比較的寛容な北欧福祉国家の特徴が、さらに助長されていると言えよう。

以上、スウェーデンのコロナ禍における労働政策を概観してきたが、改めて、スウェーデンでは全体的にきめ細かで手厚い保障などの政策が見られ、北欧福祉国家の特徴を通常にも増して発揮していることがわかる。さらに、起業家やフリーランスにも配慮し大幅に救済する政策を実施している。つまり、Bent Greve が言うように、「その適用範囲を広げ、社会に対する役割の範囲を広げている。」

では次に、スウェーデンに特徴的と思われる教育関連での労働政策に若干焦点を当てたい。

三 コロナ禍における学校関連の労働政策的特徴

スウェーデンでは、教育や訓練などを通じ、

労働移動による雇用維持に従来の積極的取り組み組んできた。つまり積極的労働市場政策に取り組んできた。したがって必然的にコロナ禍においても、労働政策と教育の場は切り離せない関係にあるが、ここではコロナ禍における教育関連の三政策を通じ、スウェーデンにおける特徴を検証したい。

1 労働政策として進学へ誘導

二(6)にあるとおり、コロナ禍でスウェーデンでは、大学など学校の授業や夏期コースなどを国の政策として増加し充実させた。失業者などを学生へと誘導する政策である。スウェーデンでは元来、医学部を含め教育は無料であり、年齢等関係なく応募できる。しかも生活の保証もあるため、コロナ禍では非常に進学を希望する人数が増加した。

この政策で失業者は学力だけでなく、より高い学位など就職に有利な条件を身につけられる。国としては失業者に基礎学力や就職に有利な技術などを身につけさせ、労働移動しやすくできる。二で述べた進学政策などにより、どのように応募者や入学確定者が増加したかお伝えしたい。

(1) 応募者も受け入れ枠も増加

スウェーデンの新入学シーズンは秋だが、二〇二〇年秋入学へは実際、約四五万三〇〇〇人がより高度な教育に応募した。去年秋に比較して約一三%増である。

そのうち、約三〇万七〇〇〇人が大学に入学を許可された。そして去年に比べ遠隔授業枠が二〇%以上増加した。

スウェーデン高等教育評議会 (Universitets-och högskolerådet) 以下、UHR) が各大学などとキャンペーンを行なっていたことも功を奏したかも知れないとUHRは述べている。

(2) 医療系への希望者増

コロナ禍で医療者への関心が高まったため、副看護師コースへの希望は去年に比べ、三四%の約五二〇〇人増加し、医学部への応募が二六%、生化学分析研究への応募が二二%増加した。

(3) 若者だけでなく、全年齢で増加

また、全年齢を通じて進学への応募人数増加が見られたが、なかでも一九歳以下の応募が増加した。当該年齢の約三万四九〇〇人が二〇二〇年秋の大学入学に応募し、それは去年秋に比較して二八%、七七〇〇人増である。二五〜三四歳では、去年秋の一三万三〇〇〇人に比べ一五%増で、二〇二〇年秋には一四万一〇〇〇人が応募した。

このように労働政策として進学へ誘導している政策は、コロナ禍においてスウェーデンの積極的労働市場政策が拡張されている一つの例であると思われる。二3の(1)や(6)、(7)の対策が、コロナ禍における教育への移動に結びついてい

ると思われる。

では次に、スウェーデンにおいては休校を回避したことが労働政策でもあったことを述べたい。

2 労働政策としての一斉休校の回避

スウェーデンでは二〇二〇年三月、議論の末、他国とは逆に学校を休校しない対策を選択した。第一波においては他国ではほぼ皆無の政策であり、世界からの批判の一つともなったことは周知のとおりである。

ここでは一斉休校の回避への決定や国民への発表過程を辿りながら、この政策がスウェーデンにおいては子どもの権利に勝るとも劣らず、労働政策としても大きく理由付けされてきたことを明らかにしたい。そして、この労働政策の決定過程で、大きく新たなアクターが影響を及ぼしていることに言及したい。

二〇二〇年三月、欧州各国がすべて一斉休校したなか、スウェーデンはその決定をしていなかった。

そのようななか、まず三月二二日、公衆衛生庁 (Folkhälsomyndigheten) が記者会見で、「他国と状況が違うため、スウェーデンでは休校は適切ではない。」と発言した。また、公衆衛生庁の国家疫学者 Anders Tegnell (アン・デシユ・テグネル) は、その記者会見後、「休校が感染拡大へ及ぼす効果が疑わしいことは多くの研究で明らかで、一斉休校すれば、同時に医療介護労働者が働けなくなってしまう。医療者や介護者たちからは、一斉休校すれば多くの関係者が

いなくなるので大変心配だと聞いている。」と発言した。

同日午後、教育大臣 Anna Ekström (アンナ・イエクストレーム) が、学校長たちや教育関係者たちと会合を持った。その目的は、「現在状況が学校運営に及ぼしている影響や今後の対策を話し合う」ためであった。

そして同日夜に、教育大臣は記者会見を開き、前述の公衆衛生庁の発言を受けた形で、「一斉休校は少なくとも当面はしない。一斉休校では感染の減少をさらに困難にする。」と発言した。また、「その代わりに、各学校が独自にコロナ対策活動を採用しやすいよう学校長に権限を与える決定を明日一三日にする。」と発言した。

そのとおりに翌日一三日、一定の感染時の学校における教育政令 (Förordning (2020:115) om utbildning på skolområdet och annan pedagogisk verksamhet vid spridning av viss smitta) が制定された。また、スウェーデン政府内閣官房はホームページに、「感染防止のために必要だと公衆衛生庁が感染コントロール担当医師に認められれば、各学校が単体で休校や遠隔授業にすることを決めることができる。」とするこの政令による臨時措置の例を掲載した。そして、この政令でまた、必要であればスウェーデン全土の学校が一斉休校することも可能になった。この臨時措置は三月一六日から施行されるとした。

その後三月一七日、Stefan Löfven (ステファーン・ロベーン) 首相が記者会見で、高校・大学・成人教育 (komvux) は閉鎖し遠隔学習に移

行することを推奨、小学校・就学前学校の一斉休校は決められていないが必要であれば柔軟に検討に入ること(43)を明言した。

三月十九日、改めて国会で、非常事態時において学校・就学前学校の休校を可能とする法案が可決された。上述のように全国で学校長たちが一斉休校をできる政令に対し、今度は政府がスウェーデン中の学校を一斉休校できるように(44)なった。一斉休校のための柔軟な法整備をしたのである。

三月二十日、上記の法、平和時における異常事態の場合に学校敷地内での活動の一時的閉鎖に対処する法 (Lag om tillfällig stängning av verksamheter på skolområdet vid extraordinära händelser i fredstid SFS-nummer2020:148 Publicerad 2020-03-20) が公布された。そして同日午後の記者会見では、いざという時の法整備はしたが少なくとも当面は一斉休校しないという内容が、公衆衛生庁、教育大臣、内務大臣 (inrikesminister)、市民緊急事態庁 (Myndigheten för samhällsskydd och beredskap) による生の記者会見の映像で、改めて国民に伝えられた。高校以上の学校や各種専門学校などはすでにこの時、遠隔授業に移行していた。

法整備はしたが、既述のように一斉休校しない最たる理由については、教育大臣は、社会機能的にもっとも重要な職に就く母親や父親が仕事に行けなくなることを強調している。非常時とはいえ、労働の場の確保を、教育大臣が強く求めたのだった。そしてその伏線は、すでに述

べたように最初の公衆衛生庁による一二日の発表であった。

その他の理由としては、休校しないことにより子どもが教育を受ける権利を重視するからと説明され、さらに注目された点が、家庭内暴力などに曝されている一部の子ども(45)の危機であった。脆弱な家庭環境の子どもにとり命綱である学校の休校は避けるべきという議論であった。

もっとも重視された労働の確保に戻ろう。公衆衛生庁や教育大臣は、とくに、社会機能的に不可欠な職種の労働者が働けなくなることを懸念していた。スウェーデンではほとんど専業主婦(46)がいなくてもあり、実際、医療従事者は一〇%、介護従事者(47)に至っては、もし就学前学校や小学校が閉鎖されていけば、スウェーデン全土の三分の一(48)が仕事を休まざるをえなかった。二〇二〇年一月中旬の現在、スウェーデンでは第二波の最中だが、小中学生は登校している。第一波の時とはほぼ同じ理由からである。クリスマス以降に休校する可能性もあると教育大臣は言及したが、少なくともそれまでは一斉休校を行なわない方針である。

さて、一斉休校をしない決定過程を概観したが、そこで特徴的と思われることがあるだろうか。筆者は改めて、以下の二点を挙げたい。第一に、一斉休校は一見、教育分野に限った事象と思われがちであるが、スウェーデンにおいては、労働を根本的に支える目的とも認識されていた。

第二に、労働政策に、公衆衛生庁が先頭を切

って発言し、この場合のように意思決定や国民への発表にも深く関わるアクターである場合がありうると判明した。

次は、学校教員らが公衆衛生庁主導の政策に要求を出し政策化された案件について見てみよう。

3 労働環境のために公衆衛生庁が推奨へ

二〇二〇年春の第一波では、たとえ生徒が同居している誰かが感染しても、生徒は就学前学校や小学校に登校していた。

ただ、家の誰かが感染している子どもは、学校教員にとっては非常に緊張をもたらす存在であることもわかってきた。時とともに多くの教員がコロナ感染し、その教員らが、感染経路追跡の証拠はないものの、仕事場である学校で感染したと主張してきたのだった。公衆衛生庁は現在も、「子どもが人に感染させる力は非常に少ない」と記者会見で強調しているが、教員らの要求を受け、公衆衛生庁が推奨事項として、一緒に住む誰かがコロナ感染した場合、その子どもは学校に行かず家で過ごすべきであること(49)を二〇二〇年一月一日に制定した。

また、スウェーデン教員組合 (Lärarförbundet) はこの決定を歓迎し、「非常に重要な対策であり教員が教育に専念できる。」と歓迎している。

冒頭で説明したとおり推奨 (rekommendation) は、罰則などはないものの、人々が守るべき事柄として定められている。この推奨は教

員の懸念や緊張を和らげるものである、と公衆衛生庁の担当官 Brita Björkholm（ブリッタ・ビョークホルム）は述べている。

発表記者会見では教育大臣が、こう質問に答えている。「この政策は教員を守るためだが、それはひいては子どもを守るためである。」

健康な子どもが自宅待機になると、教育を受けられないというデメリットはある。しかし公衆衛生庁や教育大臣は、教員からの要求を受けてバランスを取ったと思われる。

この案件でも公衆衛生庁が要求を受け付け、教育大臣と協議し、公衆衛生庁が推奨事項を制定し、国民に教育大臣とともに発表した。学校教員の労働環境のために公衆衛生庁が推奨へ動いたのである。ここからも、労働政策に対しコロナ禍では新たに公衆衛生庁が甚大なる存在のアクターであることが判明した。

それでは、その公衆衛生庁に関し、二〇一九年制定された新たな政策枠組みについて若干説明したい。

四 公衆衛生庁の「良き平等な健康」政策枠組み

実は、スウェーデンでは二〇一八年「Prop. 2017/18:249 God och jämlik hälsa – en utvecklad folkhälspolitik (良き平等な健康 – 発展的公衆衛生政策)」という国の新たな公衆衛生の政策枠組みや目標が制定され、二〇一九年には公衆衛生庁は国のこの「良き平等な健康」という目標

達成のためのサポートに取りかかることが決定された。具体的には二〇二一年から、この計画が実行されることになっている。

そのターゲット分野の広さをご覧いただきたい。以下の八分野である。

- (1) 幼少期の生育
- (2) 知識、技能、教育
- (3) 労働、労働条件および労働環境
- (4) 収入と生計
- (5) 住居や地域環境
- (6) 生活習慣
- (7) 制御、影響力、参加
- (8) 平等で健康を促進するヘルスケア

このように、ターゲットは実に広く、労働、労働条件および労働環境も含まれる。スウェーデンでは元来、労働政策、労働条件についての決定については、基本的には労使間で行なわれてきた。そして労使交渉・共同決定や労働協約が、その中核と位置づけられてきた。

だがとくに三で述べたようなコロナ禍における公衆衛生庁のコーディネート力や率先力の強さ、そして上記のような来年からの政策目標を鑑みると、労使間の決定事項とされてきた事象に対して今後、コロナ後においても、公衆衛生庁の影響が及んでいくことも考えられるのではないだろうか。

五 おわりに

冒頭に挙げたように、Bert Greveらはコロナ禍における北欧福祉国家の特徴について次のように結論づけている。「北欧福祉国家では、①福祉への普遍的・包括的アプローチ、それとともに経済危機における積極的労働市場政策が特徴的である。国が強く主導し普遍的かつ、失業者や所得が減少した者に対し比較的寛容な政策をとっているが、コロナ禍ではこのような鍵となる特徴が薄れるのではなく、むしろ強化されている。②コロナ禍で、北欧福祉国家的政策の対象範囲を社会の小さな新グループに広げたという意味でも、北欧福祉国家の特徴は強化された。それはとくに小さな自営業者という点である。」

上記の Bert Greve らの結論を、本稿の事例的研究の視点と照合してみよう。

①についてスウェーデンの労働政策から見た場合、二で概観した政策・給付等の額の多さや包括的にさまざまな政策があること、また三の学校関連の労働政策事例から、北欧福祉国家の特徴が強化されたのは明らかである。

②に関しては Bert Greve らは、「従来、小店舗オーナーや美・理容室、フリーランサーなどの自営業者 (self-employed) は福祉国家的典型的な範囲外であった。だが、コロナ禍は、新たなグループが適用されたほうがいいと考慮された、初の一步になるかも知れない。」と述べて

いる。

これに関しては本稿では二(2)「休眠中企業の自営業者が手当を受け取りやすくする政策」が該当する。このように、本稿で具体的に挙げた政策で、②のように、スウェーデンにおいて具体的に、北欧福祉国家的対象範囲が広がっていることがわかる。

Bent Greveらは経済指標、社会的経済的状況、北欧各国の対策から鳥瞰的に分析し、上記の結論を得たが、本稿はその分析結果を、スウェーデンの労働政策の事後的見地から裏付けた。

さらに本稿では、Bent Greveらの結論にさらに踏み込んで次のように述べたい。スウェーデンでは、Bent Greveらが述べたことに加えて実は、労働政策決定過程で新たに公衆衛生庁という影響力の高いアクターが出現した。本稿の事例では、公衆衛生庁は労働政策の他のアクターたちを率先してコーディネートし政策を打ち出したことが判明した。つまり、すでに述べたように従来、スウェーデンにおける労働政策では労使間の協約が重きをなしてきたが、そこに新たなアクターとして公衆衛生庁が今後、加わる可能性がある。アクターが増えることにより多様な意見が反映される政策は、基本的に、北欧福祉国家的特徴を助長していると言えよう。Bent Greveらはアクターについては言及していないが、重要な変化ではないだろうか。こうしてスウェーデンの労働政策は、コロナ禍という非常時に、北欧福祉国家的特徴を損なうことなくむしろ拡大するアプローチを取って

きた。その恩恵もあってか現在、第二波の最中にもかかわらず、労働政策を含めたスウェーデンの政策への国民からの信頼は、六五%と変わらず高い。

改めて、結論は以下である。スウェーデンのコロナ禍における労働政策では、北欧福祉国家的特徴は薄れることなく強化された。労働政策決定過程におけるアクターの点からさえも、スウェーデンにおいては、公衆衛生庁という新たなアクターが増え、北欧福祉国家的特徴は強化されたと思われる。

そうしたなかでの労働政策におけるメリットやデメリット、長期的にどのような変化がおきてくるのかなど、新たな研究が望まれる。

- (1) SCB. *Befolkningen i Sverige* (<https://www.scb.se/hitta-statistik/sverige-i-siffror/maniskorna-i-sverige/sveriges-befolkning/>) (二〇二〇年一月十九日参照)
 - (2) *Ekonomifakta*. (<https://www.ekonomifakta.se/fakta/arbetsmarknad/sysselsattning/sysselsattning-per-manad/>) (二〇二〇年一月十九日参照)
 - (3) *Folksamymyndigheten: Daglig statistik vardagar* (<https://experience.arcgis.com/experience/9f821667ce64b7b66987457ed9aa>) (二〇二〇年二月三日参照)
- The Local: Sweden in a 'second wave', Anders Tegnell confirms (https://www.thelocal.se/20201113/today-in-sweden-a-round-up-of-the-latest-news-on-friday-20201113?utm_source=piano&utm_medium=email&utm_campaign=213&pc=newsletter_

members&puespid=grB:lahAAG6N1svYL7NeWkH8iDZdKxJEVIsB8)

(4) 憲法などその背景や理由の詳細については以下の拙稿を参照されたい(渡辺まどか「信頼を資産とするスウェーデンのコロナ対策——その背景・経過・特徴」科学一〇月号(岩波書店、二〇二〇年))。

(5) *Svt nyheter: Regeringen: Max åtta personer tillåtna vid sammankomster* (<https://www.svt.se/nyheter/inrikes/loften-del-kraavs-mer-av-forbud-for-art-fa-ned-karvan>) (二〇二〇年一月二十五日参照)

(6) スウェーデンの主要銀行の一つ、SEBが発表した二〇二〇会計年度の第2四半期GDP推移では、日本やフィンランド等数カ国を除いた各国に比べ、前年比マイナス八・五%であった(<https://research.sebgroup.com/macro-fcc/reports/10693?hclid=IwAR29n80m6GjRH4ONmExpHvEcBKoV5WZ6pqb1wOaSKDryPCE5UmQbnUae>) (二〇二〇年一月二十九日参照)。

(7) もともと二〇一五年をピークにスウェーデンは難民を人口あたり世界最大レベルの比率で受け入れてきた影響が大きく、近年の失業率は高い推移であった。さらにコロナ禍が到来した。二〇二〇年一〇月失業率は七・八%であり、これは二〇一九年一〇月の失業率から一・八%の増加である。

SCB: *Labour Force Surveys (LFS), October 2020 Subdued labour market with signs of improvement*. Statistical news from Statistics Sweden 2020-11-19 9:30 (<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/labour-market/labour-force-surveys/>

- labour-force-survey-s-lfs/pong/statistical-news/labour-force-survey-s-lfs-october-2020) (二〇二〇年一月三〇日参照)
- とらさか、その直近四ヶ月に焦点を当てると、二〇二〇年六月以来、毎月失業率が降りてきていく。スウェーデンへの難民移民流入と失業率との関連については、たとえば以下が詳しい。
- 山本麻由美「スウェーデンにおける長期失業者の特徴と制度的対応」社会政策（社会政策学会誌）六巻二号（二〇一五年）一〇—一二頁。
- (80) 前掲注(5)に加え、以下ではスウェーデンの失業率推移が一目瞭然である。Ekonominstitutet: *Arbetslöshet procent Senast uppdaterat: 2020-11-30* (<https://www.ekonominstitutet.se/Fakta/Arbetsmarknad/Arbetsloshet/Arbetsloshet/>) (二〇二〇年十一月十日参照)
- (81) Bent Greve, Paula Blomquist, Björn Hvirinden, Minna van Gerven: "Nordic welfare states—still standing or changed by the COVID-19 crisis?" *Social Policy Administration 01 December 2020*, Wiley Online Library, 2020. (<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/full/10.1111/spol.12675>) (二〇二〇年十一月十日参照)
- (82) 本誌の資料を基にした。Regeringskansliet: *För anställda och arbetsökande med anledning av Covid-19* (<https://www.regeringen.se/regeringens-politik/regeringens-arbete-med-anledning-av-nya-coronaviruset/for-anstallda-och-arbetsokande-med-anledning-av-covid-19/#akassanchor>)
- (83) <https://www.xe.com/ja/currencyconverter/convert/?Amount=1&From=SEK&To=JPY> (二〇二〇年一月一日参照)
- 日参照)
- (84) Försäkringskassan Sjukpenning för anställda (<https://www.forsakringskassan.se/privatpers/sjuk/anstalld/sjukpenning/>) (二〇二〇年十一月三日参照)
- (85) Nya regler för läkarintyg från 1 november (<https://www.forsakringskassan.se/privatpers/coronaviruset-det-har-galler/>) (二〇二〇年十一月三日参照)
- (86) Förordning (2020:582) om viss sjukpenning i förbyggande syfte och viss smittbärarpenning med anledning av sjukdomen covid-19
- (87) Extra ändringsbudget för 2020 - Ersättning till riskgrupper, kapitalinsatser i statligt ägda företag och andra åtgärder med anledning av coronaviruset Finansutskottets betänkande 2019/20:FU62
- (88) Förändringar i ersättningen för riskgrupper (https://www.forsakringskassan.se/privatpers/coronaviruset-det-har-galler/nu/pt/zl/04_Sj9CPykyssy0xPLmMz0vMAtJ08zLQI8TDy8DIk8LXXNTQwCDT0dTSx8fA3MnI31w8EKDHAARwPqKEL6o8BKTDcnaA3dnQ28LdyNTQ0cAwMMjU38Iby8eg2gCvBYUZABvZDpqKglADx9-0I7Idmy&urle=wcm%3apath%3a%2Fcontentse_responsive%2Fnyheter%2Fnyhet-ersattning-riskgrupper/) (二〇二〇年十一月四日参照)
- (89) スウェーデンの失業保険 (A-kassan) の根拠法は、失業保険法 (Lag(1997:238) om arbetslöshetsförsäkring)、失業基金法 (Lag(1997:239) om Arbetslöshetskassor) などである。運営主体としては、管理運営は職域別の二人の失業保険基金が行なっている。失業保険基金を監督する中央行政庁として失業保険基金監督庁 (Inspektionen för arbetslöshetsförsäkringen IAF) がある。被保険者資格については任意加入。六五歳未満の者が対象であり、自営業者も加入可能である。スウェーデンの失業保険については、たとえば、中野妙子「スウェーデンの失業者・困窮者に対する所得保障制度(一)」名古屋大学法政論集二四一号(二〇一一年)、同「スウェーデンの失業者・困窮者に対する所得保障制度(二)」名古屋大学法政論集二四九号(二〇一三年)が詳しい。
- (90) Regeringskansliet: *Satningar inom arbetsmarknadsområdet i budgetpropositionen för 2021* (<https://www.regeringen.se/artiklar/2020/09/satningar-inom-arbetsmarknadsomradet-i-budgetpropositionen-for-2021/>) (十一月十日参照)
- (91) 二〇二〇年十一月十七日現在。
- (92) Dagensnäringsliv Dec. 01 2020: *För femte varslad blir arbetslös* (<https://www.dagensnaringstidning.se/20200907/193490-var-femte-varslad-blir-arbetslos/>) (二〇二〇年十一月十日参照)
- (93) たしなむ次の事例である。 https://www.youtube.com/watch?v=w4nyF_WQcU4
- (94) スウェーデンでは年次休暇法 (Semesterlagen) が遵守され、年間最低五週間 (国家公務員は六週間)、六〜八月に四週間連続した有給休暇を取得する権利が保障されている。Semesterlag (1977:480) (https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/semesterlag-1977480_sfs-1977-480) (十一月十日参照)
- (95) 日本の中学生に相当する。
- (96) *Feriearbete/Sommararbete 2020* (<https://skr.>

- se/tjanster/merfranskr/cirkular/cirkular/2020/feriearbetsommararbete2020_32832.html) (一頁一〇日参照)
- (25) Utbildningsdepartementet: *Förbättrade möjligheter till utbildning ska hjälpa Sverige genom krisen* ([https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/03/forbattrade-mojligheter-till-utbildning-ska-hjalpa-sverige-genom-krisen/](https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/03/forbatttrade-mojligheter-till-utbildning-ska-hjalpa-sverige-genom-krisen/)) (一二月一〇日参照)
- (26) 二〇二一年内までの延長は「なやれな」ことが決定された。スウェーデン在住で北海道東海大学名誉教授の川崎一彦氏から情報をいただいた。
- Sverigeradio: Regeringen: Ännu inget beslut om slopat fribelopp (https://sverigeradio.se/sida/artikel.aspx?programid=83&artikel=7616076&bcid=1wAR2eW8ZLP0d9FA-X-DBDFIDASdc_ködgzZ0ZapdzFRHyRQC86ysNOc8bXc) (一〇一〇年一二月二日参照)
- (27) Sverigeradio: *Fribeloppet avskaffas – ska underlätta för vårdstuderenter* (<https://sverigeradio.se/sida/artikel.aspx?programid=83&artikel=7440963>) (一〇一〇年一二月二日参照)
- (28) Finansdepartementet: *Nya åtgärder för att stärka äldreomsorgen och vården under coronakrisen* (<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/05/nya-avgifter-for-att-starka-aldreomsorgen-och-varden-under-coronakrisen/>) (一〇一〇年一二月二四日参照)
- (29) 介護従事者 (vårdbiträde 訓練経験ありの介護士) 副看護師 (undersköterska 日本の准看護師より広範な医療技術を持つが正看護師ではない看護師)。
- (30) Socialstyrelsen: *Historisk budgetanslag för en stärkt äldreomsorg* *Publicerad 07 september 2020* (<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/09/historisk-budgetanslag-for-en-starkt-aldreomsorg/>) (一〇一〇年一二月二四日参照)
- (31) たこえびは、学校に感染者が出た場合の休校時などでの制度を利用できる。
- (32) 臨時親給付ではなく通常の親給付については、以下が詳しい。両角道代「スウェーデンにおける親休暇・親給付の構造——法的視点から——」社会保障研究五巻一号 (国立社会保障・人口問題研究所 二〇二〇年)。
- (33) *skollagen (2010:800)*
- (34) スウェーデンにおける積極的労働市場政策についてのわかりやすい論考は数多いが、たこえび以下を挙げたい。西村純「スウェーデンにおける労働移動を通じた雇用維持—労使による再就職支援システムを中心—」ILPT Discussion Paper 17-021 (労働政策研究・研修機構 二〇一七年)。
- (35) SVT *Nyheter: Över 300 000 antagna till högskolan UPPDATERAD 10 JULI 2020PUBLICERAD 9 JULI 2020*. (<https://www.svt.se/nyheter/inrikes/over-300-000-antagna-till-hogskolan>) (一〇一〇年一二月八日参照)
- (36) Universitets- och högskolerådet(UHR): *Rektorhånga anmälda till högskolan i höst/16 april 2020* (<https://www.uhr.se/om-uhr/nyheter/pressmeddelanden/2020-pressmeddelanden/rektormanga-anmalda-till-hogskolan-i-hosv/>) (一〇一〇年一二月八日参照)
- (37) もっとも、感染者が出て学校が閉鎖された例はいくつかある。また、児童・生徒がコロナ感染を恐れたことによる理由で希望して学校を休む例もある。
- (38) Peter Alestig: *Regeringen: Inga stängningar av skolor*, Svenska Dagbladet 2020.3.13. (<https://www.svd.se/regeringen-inga-stangningar-av-skolor/>) (一〇一〇年一二月八日参照)
- (39) Sveriges Riksdag: *Förordning (2020:115) om utbildning på skolområdet och annan pedagogisk verksamhet vid språkning av viss smitta* *Lom. SFS 2020:957* (https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-2020115-om-utbildning-i-visa_sfs-2020115) (一〇一〇年一二月八日参照)
- (40) 通常、各 Region (日本の県に該当する) 医療を管轄している地方自治体) に所属する専門医師を指す。
- (41) Regeringskansliet: *Sveriges skolor får bättre möjligheter att hantera effekter av coronaviruset* *Publicerad 13 mars 2020*. 2020 (<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/03/sveriges-skolor-far-bättre-mojligheter-att-hantera-effekter-av-coronaviruset/>) (一〇一〇年一二月八日参照)
- (42) Dagens Nyheter: *Gymnasier och högskolor övergår till fjärrundervisning* *UPPDATERAD 2020-03-17 PUBLICERAD 2020-03-17* (<https://www.dn.se/nyheter/sverige/fjarrutbildning-for-gymnasier-och-hogskolor/>) (一〇一〇年一二月二三日参照)
- (43) Regeringskansliet: *Ny lag gör det möjligt för regeringen att stänga skolorna* *Publicerad 19 mars 2020*. (<https://www.regeringen.se/pressmeddelanden/2020/03/ny-lag-gor-det-mojligt-for-regeringen-att-stanga-skolorna/>) (一〇一〇年

一二月一四日参照)

- (44) Svensk förtätningsamling: Lag om tillfällig stängning av verksamheter på skolområdet vid extraordinära handlinger i fredstid SFS-nummer2020:148Publicer ad2020-03-20 (<https://svenskfortatningsamling.se/doc/2020148.html>) (一〇二〇年一二月一四日参照)
- (45) Jönköpings-Posten: *Ine aktuell stänga skolor och förskolor Coronaviruset 2020* (<https://www.jp.se/artikel/aktuelle-stanga-skolor-och-dags>) (一〇二〇年一二月八日参照)
- (46) たごえび: 以下の新聞上での議論。Kris för utsatta barn om skolor stänger: "Riktigt illa" (<https://www.expressen.se/kvallsposten/kris-for-utsatta-barn-om-skolor-stanger-riktigt-illa/>) (一〇二〇年一二月二日参照)
- (47) 以下によれば、閉鎖すれば約一〇%の医療者が働けなくなる試算が出た。宮川純子「寄稿【前編】スウェーデン式新型コロナウイルス対策の「真実」」*Medical Tribune* (一〇二〇年)。
- (48) スウェーデン統計庁の以下の資料によれば、就学前の子どもの九〇%以上は就学前学校に通っているが、就学前学校と小学校を閉鎖した場合、〇〜一二歳の子どもがいる介護従事者一五五〇〇〇人以上(全介護従事者の約三分の一)が影響を受けることが予測された。Statistics Sweden: *Skolstängning kan påverka 115 000 vårdanställda*. (<https://www.scb.se/om-scb/nyheter-och-pressemeddelanden/skolstangning-kan-paverka-115-000-vardanstallda/>) (一〇二〇年一二月二日参照)
- (49) ストックホルム県 (Region Stockholm) では、一二歳から一五歳の生徒が初めて、コロナ禍緩和の

- ため遠隔授業に一二月一四日から踏み切る推察を出す決断を一二月一一日に下した。The Local.se: *Stockholm stuts schools for 13- to 15-year-olds for first time due to coronavirus*. 11 December 2020 (https://www.thelocal.se/20201211/stockholm-stuts-schools-for-13-to-15-year-olds-for-first-time?utm_source=piano&utm_medium=email&utm_campaign=213&rpc=newsletter_members&respid=medi9PUeGwmNmGuCo6YrenxvFqlhTHq3q9cw) (一〇二〇年一二月一三日参照)
- (50) Sofia Clason: *Ministern: Skolorna kan stängas efter jul*. 2020.11.15. <https://www.expressen.se/nyheter/coronaviruset/ministern-skolorna-kan-stangas-efter-jul/> (一〇二〇年一二月八日参照)
- (51) SVT Nyheter: *Nya råder: Barn ska stanna hemma om familjemedlem har covid-19*. UPPDATERAD 3 DECEMBER 2020. https://www.svt.se/nyheter/inrikes/nyaradet-barn-ska-stanna-hemma-om-familjemedlem-har-covid-19?fbclid=IwAR1YuUBkYm9agVI0s4Pjs4e4WDT5iujupH_5ICZSX_JUEf_2swkXIGWE) (一〇二〇年一二月一三日参照)
- (52) スウェーデンでは賃金決定システムのみならず、職業教育や研修などにおいても労使交渉、協約が重要視されている。以下に詳しく。JILLIET「序章 第一節 北欧諸国の職業訓練をめぐる状況」『北欧の公共職業訓練制度と実態』資料シリーズ一七六号(独立行政法人労働政策研究・研修機構)二〇一六年) (https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2016/documents/O176_01.pdf) (一〇二〇年一二月一三日参照)

- (53) 本稿であげた労働政策をも統括する公衆衛生庁の国家疫学者 Anders Tegnell (アンデニェ・テグネル) への信頼が、第二波最中や六五%でも。Dagens Nyheter: *Förtroendet för Tegnell i topp när smittan ökar*. UPPDATERAD 2020-10-30. <https://www.dn.se/sverige/fortroendet-for-tegnell-i-topp-nar-smittan-okar/> (一〇二〇年一二月一三日参照)
- (わたなべ まよか)